

第50号議案

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年6月7日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年豊川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																										
<p>(診療料等)</p> <p>第10条 診療料は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号） その他の法令の規定による場合 健康保険法その他の法令の定めるところによる。ただし、管理者が別に定める者の場合を除き、紹介がない場合の初診又は紹介をした場合の再診については、次の表の左欄に掲げる診療の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">紹介がない場合の初診</td> <td>医師</td> <td style="text-align: center;">7,700円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">紹介をした場合の再診</td> <td>医師</td> <td style="text-align: center;">3,300円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師</td> <td style="text-align: center;">2,090円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	区分		金額	紹介がない場合の初診	医師	7,700円	歯科医師	5,500円	紹介をした場合の再診	医師	3,300円	歯科医師	2,090円	<p>(診療料等)</p> <p>第10条 診療料は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号） その他の法令の規定による場合 健康保険法その他の法令の定めるところによる。ただし、管理者が別に定める者の場合を除き、紹介がない場合の初診又は紹介をした場合の再診については、次の表の左欄に掲げる診療の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">紹介がない場合の初診</td> <td>医師</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師</td> <td style="text-align: center;">3,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">紹介をした場合の再診</td> <td>医師</td> <td style="text-align: center;">2,750円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師</td> <td style="text-align: center;">1,650円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	区分		金額	紹介がない場合の初診	医師	5,500円	歯科医師	3,300円	紹介をした場合の再診	医師	2,750円	歯科医師	1,650円
区分		金額																									
紹介がない場合の初診	医師	7,700円																									
	歯科医師	5,500円																									
紹介をした場合の再診	医師	3,300円																									
	歯科医師	2,090円																									
区分		金額																									
紹介がない場合の初診	医師	5,500円																									
	歯科医師	3,300円																									
紹介をした場合の再診	医師	2,750円																									
	歯科医師	1,650円																									

附 則

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の豊川市病院事業の設置等に関する条例第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の診療料について適用し、同日前の診療料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、診療報酬の改定に伴い、紹介がない場合の初診及び紹介をした場合の再診に係る診療料の加算額を改定する必要があるからである。